

6・3 海上交通安全対策

6・3・1 ポートステートコントロール(PSC)

サブスタンダード船排除のため、寄港国の権利として、自国に入港する外国船舶への立入検査・監督(PSC: Port State Control)を行うことが各種条約によって認められている。本来、国際条約の条件を担保するのは旗国の責任であるが、十分に責任を履行していない国もあるため、この役割を補完するのがPSCである。

PSCの実効性を高めるため、それぞれの地域において締結されたPSCに関する覚書(MOU: Memorandum of Understanding on Port State Control)のもと、各国が協調してPSCを実施する体制が作られている。欧州における「パリMOU」、アジア・太平洋地域における「東京MOU」のほか、7つのMOU(地中海、黒海、インド洋、南米、カリブ海沿岸、西・中央アフリカ、ペルシャ湾)が設立されている。

また、米国はこれらMOUには属さず独自にPSCを実施しているが、各地域MOUにオブザーバー参加することで協力体制を築いている。

平成24(2012)年におけるパリMOU、東京MOUおよび米国コーストガード(USCG)の活動の概要は以下のとおりである。

*MOU (Memorandum of Understanding on Port State Control) : 地域ごとに締結されたPSCに関する覚書

(1)パリMOUの活動の概要(<http://www.parismou.org/>)

欧州におけるPSCの標準化、協力体制の強化を目的として、昭和57(1982)年に欧州14カ国で締結された覚書(パリMOU)は、現在27カ国(ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国)が加盟している。

平成24(2012)年は、パリMOU域内で延べ18,199隻(2011年:19,058隻)の船舶に対してPSC検査が実施された。このうち拘留された船舶は661隻(2011年:688隻)となり、検査隻数に対する拘留率は3.6%で前年並みとなっている。

(2)東京MOUの活動の概要(<http://www.tokyo-mou.org/>)

アジア・太平洋地域におけるPSCについては、平成5(1993)年に11カ国で発足した東京MOUが加盟国を増やし、現在18カ国(豪州、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム)となっている。

東京MOUでは、PSCに従事する検査官の能力および検査方法の平準化が重要であると

て、PSC 検査官を対象とした基礎的な研修を日本において実施している。

平成 24(2012)年の総検査数は 30,929 隻(101 船籍)で、このうち 19,250 隻で欠陥が指摘され、拘留された船舶は 1,421 隻(67 船籍)となり、検査隻数に対する拘留率は前年に比べて約 1%減少して 4.59%(2011 年:5.46%)となった。また、平成 24(2012)年 9 月 1 日から 11 月 30 日まで防火安全システム(Fire Safety System)集中検査キャンペーン(CIC)が行われ、CIC 検査を受けた 6,606 隻のうち 4279 隻に欠陥が見られ、217 隻が抑留された。同集中キャンペーンで指摘された欠陥で最も多かったのが、消火設備・機器で 659 件(15.40%)だった。

(3)米国海岸ガード(USCG)の活動の概要

(<http://homeport.uscg.mil/mycg/portal/ep/home.do>)

USCG の活動は、1970 年代に外国籍船舶に対して米国海洋汚染防止法および航海安全法に適合していることを確認する目的で検査を行ったことに始まり、平成 6(1994)年にはサブスタンダード船の入港を排除するプログラムを策定した。

また、平成 13(2001)年には「Quality Shipping in the 21st Century (QUALSHIP 21)」と呼ばれる、優良な船舶を識別し、高品質なオペレーションを促進する制度を確立している。平成 23(2011)年には新たに 3 カ国(バハマ、中国、オランダ)が同制度に加わり、日本を含む 23 カ国が加盟している。

現在同制度に加盟している 23 国は以下の通り。

The Bahamas, Barbados, Canada, Cayman Islands, China, Denmark, France, Germany, Greece, Hong Kong, Isle of Man, Japan, Liberia, Malaysia, Marshall Islands, The Netherlands, Norway, Russian Federation, Sweden, Switzerland, Thailand, United Kingdom, Vanuatu

平成 24(2012)年には 87 カ国 9,011 隻が年間 72,309 回米国に寄港し、9,469 回の立入検査が実施された。このうち拘留された船舶は 105 隻(2011 年:97 隻)に増加し、検査隻数に対する拘留率は 1.10%(2011 年:1.04%)となった。他方、ISPS コード(保安関係)に関する検査は 8,627 回実施されたが、改善命令のあった船舶は 8 隻(2011 年:15 隻)に減少した。